

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和2年2月3日

-228号-

消費生活トラブル情報

注目!

電力・ガスの勧誘を受けた際には
契約先・契約内容をよく確認しましょう



相談事例



昨日、電力小売事業者から電話があり、「マンション全体で電力会社が変わる」と説明され、お客様番号を伝えた。翌日、マンションの管理会社に確認をしたところ、マンション全体で電力会社を変更する予定はないと分かった。契約変更するつもりはないが、どうすればよいか。

アドバイス



●契約を変更してしまってもクーリング・オフができます

⇒ 事業者から電話や訪問販売で勧誘を受けて契約した場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。

●検針票の記載情報は慎重に取り扱いましょう

⇒ 氏名や、住所だけでなく顧客番号、供給地点特定番号など検針票の記載情報は重要な個人情報です。この情報によって電力会社・ガス会社は契約を行っていますので、電話勧誘販売や訪問販売で情報を聞かれてもすぐには答えないように気を付けましょう。

●勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先を確認しましょう

⇒ 勧誘会社と契約会社が異なる場合があります。勧誘時に契約変更を決めたが、やはり止めたいという場合にも備え、両社の電話番号等の連絡先を確認しておきましょう。

○参照先：国民生活センターHP http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20191220_1.pdf

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 【月～金】8:30～19:00 【土】8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

カセットボンベの保管期間に注意！

事例

○災害時の備えとして保管していたカセットボンベが古くなっていたが、外観上に変化がみられなかったため、カセットこんろにセットして台所で使用していた。突然、差込口のあたりで引火し20cm位の炎が上がった。

アドバイス

○現在お持ちのカセットボンベは、製造年月日から長期間経過していないか確認してから使用しましょう。

○災害対策用等で備蓄しているものは、経年に応じて古いものは使いきり、新しいものを補充しておきましょう。

○不要となったカセットボンベは、空になった状態でお住まいの自治体の指示に従って廃棄しましょう。

参照先：国民生活センターHP http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20191226_1.html

お知らせ

消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、県内の公民館や学校などで行われる学習会や会合に、無料で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は「講師派遣申請書」をダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日により派遣できないことがありますので、申請はお早めをお願いします。



消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→
を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2

→

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」の御紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より積極的に消費生活問題を「学べる」場所、それが消費者教育施設「まなべる」です。



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の積極的消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



来て・見て・学んで
身につけよう**消費者力!!**

○消費生活体験ゾーン

- 契約 ●ネットトラブル ●通信販売
- 知人系トラブル(キャッチセールス等)
- 詐欺系トラブル ●製品事故

各ブースに専用端末を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子どもの方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームも設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など積極的な消費者教育を紹介しています。

○まなべる学習室

消費者教育・啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

○消費生活情報コーナー

入口側にもパンフレットなど豊富な情報を見られるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!



山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】 8:30～19:00 【土】 8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】 9:00～16:30 (入場受付は16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。